S Ø
第
部

### 平成31年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

平成31年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

#### 第1 高等部の入学者選抜について

- 1 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園
  - (1) 入学志願資格

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- イ 平成31年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込 みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は平成 31年3月31日までに該当する見込みの者
- (2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校(栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び高等学校)を通じて1校 とする。

イ 出願に要する書類

- (ア) 入学願書
- (4) 受検票
- (ウ) 障害があることを証明する書類
- (工) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書
- (オ) 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)
- ウ 出願の手続
- (ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成31年1月31日(木)及び同年2月1日(金)とする。
- (4) 志願者は、イの(ア)~(エ)の書類を在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(オ)の書類を添えて、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に提出するものとする。
- (ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に直接提出するものとする。
- (4) 学力検査等
  - ア 学力検査

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 作業能力検査

ウ面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成31年2月7日(木)とし、会場は、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、 作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成31年2月14日(木)とする。

- 2 特別支援学校の高等部(栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を 除く。)
  - (1) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課 程を修了した者
- イ 平成31年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込 みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成31年3月31日までに該当する 見込みの者
- (2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校(特別支援学校及び高等学校)を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

- (ア) 入学願書
- (イ) 受検票
- (ウ) 障害があることを証明する書類
- (エ) 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校 の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)
- ウ 出願の手続
- (ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成31年2月20日(水)及び同月21日(木)とする。
- (イ) 志願者は、(7)  $\sim$  ( $\dagger$ ) の書類を中学校等の校長に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの( $\pm$ ) の書類を添えて、志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。
- (ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を志願先の特別支援学校の校長に直接提出するものとする。
- (4) 学力検査等
  - ア 学力検査
    - (ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。
    - (イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。
  - イ その他必要な検査
  - ウ面接
  - エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めたときは、学力検査その他必要な検査及び面接の一部を免除することができる。
- (5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成31年3月6日(水)とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成31年3月12日(火)とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置 特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

### 3 盲学校の高等部専攻科

(1) 入学志願資格

盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 平成31年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業し、又は卒業する見込みの者

- イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は平成31年3月31日までに該当する見込みの者
- (2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

- (ア) 入学願書
- (化) 受検票
- (ウ) 障害があることを証明する書類
- (エ) 調査書(高等学校等を卒業した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

#### イ 出願の手続

- (ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成31年2月20日(水)及び同月21日(木)とする。
- (4) 志願者は、アの(ア)~(ウ)の書類を在学又は出身の高等学校等の校長に提出し、高等学校等の校長は、提出されたものにアの(エ)の書類を添えて、盲学校の校長に提出するものとする。ただし、高等学校等を卒業した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がアの書類を盲学校の校長に直接提出するものとする。
- (4) 学力検査等
  - ア 学力検査

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

イ その他必要な検査

ウ面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成31年3月6日(水)とし、会場は、盲学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、高等学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績 その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成31年3月12日(火)とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置 特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

## 第2 幼稚部の入学者選抜について

1 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 盲学校においては、平成25年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた幼児
- (2) 聾学校においては、平成25年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた幼児
- 2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

- 3 出願
  - (1) 出願に要する書類
    - ア 入学願書
    - イ 受検票
    - ウ 障害があることを証明する書類
  - (2) 出願の手続
    - ア 出願に要する書類の提出期間は、平成31年2月20日(水)及び同月21日(木)とする。
    - イ 保護者は(1)の書類を志願先の盲学校又は聾学校の校長に直接提出するものとする。
- 4 面接等
  - (1) 面接
  - (2) 必要な検査
- 5 面接等の期日及び会場 面接等の期日は、平成31年3月6日(水)とし、会場は、志願先の盲学校又は聾学校とする。
- 6 入学者の選抜

入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

- 7 合格者の発表
  - 合格者の発表日は、平成31年3月12日(火)とする。
- 8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置 特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

# 《参考》

平成28年度入学者選抜から適用する栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入 学者選抜の方針を次のように定める。

平成25年6月5日 栃木県教育委員会

栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針

- 1 特別支援教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 高等部の入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。
- 3 幼稚部の入学者の選抜は、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものと する。

# 付 記

1 この選抜の方針は、平成28年度入学者選抜から適用する。